

農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）の一部を改正する省令案について
の意見・情報の募集について

令和元年5月18日
農林水産省政策統括官

この度、「農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）の一部を改正する省令案」について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）の一部を改正する省令案について、広く国民等から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報を考慮しつつ、本省令案を決定することを目的に行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省政策統括官付穀物課において配布及び農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp>）において掲載

3 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出

(2) 郵便 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省政策統括官付穀物課
農産物検査担当

(3) ファクシミリ 03-6744-2523

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けできませんのでご了承ください。

個人は住所・氏名・電話番号・メールアドレスを、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは公表する場合がありますのでご了承ください。

公表の際に匿名を希望される場合は、意見等提出時にその旨お書き添えください。

提出いただいた個人情報については、お問い合わせ内容の確認等のご連絡に利用いたします。なお、これらの情報はご意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報の提出の締切日

令和元年6月16日（郵便の場合は消印有効）

6 公示資料

(1) 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）の一部を改正する省令案の概要

(2) 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）の一部を改正する省令案の新旧対照表